

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例施行規則をここに公布
する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

久喜市長

貴志 信智

久喜市規則第 4 6 号

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例施行規則

別紙のとおり

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例（令和8年久喜市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(利用時間)

第3条 余熱利用施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(許可手続)

第4条 条例第8条第1項の規定により申請又は変更しようとする者は、久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用（変更）許可申請書（様式第1号。次条において「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、占用利用しようとする日の属する月の3月前の5日から利用しようとする日までの期間内に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、久喜市公共施設予約サービス利用者登録等に関する規則（平成22年久喜市規則第168号）第8条第1項ただし書の規定により抽選により施設利用者の決定を受けようとする場合の利用の許可の申請は、同条第2項の規定により行うものとする。

4 市長は、条例第8条第1項の占用許可をし、かつ、条例第11条の規定により使用料を徴収したとき又は変更を許可するときは、久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用（変更）とき領収書（様式第2号。第6条において「許可書兼領収書」という。）を占用者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市又は市の教育機関が主催し、又は共催する事業の場合 免除
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者のうち身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳（次項、第3項及び第4項においてこれらを「手帳」という。）を所持するもの（以下この号において「障がい者」という。）若しくは障がい者に現に付き添って介護をしている者（障がい者1人につき1人に限る。）（以下この号及び第4項においてこれらを「障がい者等」という。）又は障がい者等を主たる構成員とする団体（第4項において「障がい者団体」という。）が利用する場合 免除
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があると認める場合 5割減額又は免除

2 第4条第1項の規定による申請を行う場合において、前項第2号の規定による使用料の免除を受けようとするときは、当該申請の際に、許可申請書の備考欄にその旨を記載し、かつ、手帳を提示しなければならない。

3 条例別表第2に定める施設（以下この項において「温水プール等」という。）を個人で利用する者が第1項第2号の免除を受けようとするときは、温水プール等を利用する際に手帳を提示しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、障がい者等又は障がい者団体であることが明らかであると市長が認めるときは、手帳の提示を省略することができる。

（使用料の還付の額）

第6条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第13条第1号に該当する場合 使用料の全額
- (2) 条例第13条第2号に該当する場合 市長がその都度定める額

2 前項の規定による還付を受けるときは、許可書兼領収書の還付欄に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 施設利用者は、有料施設を利用するにあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 関係職員の指示に従うこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 許可された利用目的以外に有料施設、附属設備、器具等を利用しないこと。
- (4) 有料施設、附属設備、器具等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可なく附属設備、器具等を搬出しないこと。
- (6) 許可なく火気を使用し、又は危険を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (7) 物品の販売若しくは陳列又は金品の寄附若しくは集金行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障となる行為をしないこと。

(指定管理者による管理)

第8条 指定管理者が条例第16条第1項に規定する余熱利用施設の管理に関する業務又は条例17条第1項に規定する利用料金の収受を行う場合における第3条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条第4項中「徴収」とあるのは「収受」と、第5条第1項第1号中「市又は市の教育機関」とあるのは「市、市の教育機関又は指定管理者」とする。

(利用料金の承認手続)

第9条 指定管理者は、条例第17条第2項の規定により利用料金について市長

の承認を受けようとするときは、久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受けた場合において、利用料金を承認するときは、久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用料金承認通知書（様式第4号）により指定管理者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用（変更）許可申請書

年 月 日

久喜市長 あて

施設の利用（変更）について、次のとおり許可を受けたいので申請します。

<u>団体名</u>				
<u>代表者名（責任者）</u>				
<u>住所</u>				
<u>電話</u>				
利用目的（種目）				
利 用 人 数				
利 用 施 設				
利 用 区 分				
利 用 日 時	年 月 日（ ）	: ~ :	使用料	円
備 考				
注 意 事 項				

様式第2号（第4条関係）

久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用（変更）許可書兼領収書

年 月 日

様

久喜市長

印

1 施設の利用について、次のとおり許可します。

<u>団体名</u> <u>代表者名（責任者）</u> <u>住所</u> <u>電話</u>				
利用目的（種目）				
利 用 人 数				
利 用 施 設				
利 用 区 分				
利 用 日 時	年 月 日（ ）	: ~ :	使用料	円
利用条件及び 利用許可後の 変 更			上記の とおり 領収し ました。	領収日付印
還 付 欄	（利用できなかった理由） 還付額 円 申請者			
注 意 事 項				

2 不許可 (理由)

様式第3号（第9条関係）

久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用料金承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

久喜市クリーンセンター余熱利用施設指定管理者

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例第17条第2項の規定により、利用料金の金額を下記のとおり定めることについて承認を受けたいので申請します。

記

施設名	区分	利用単位		利用料金	備考

施設名	附属設備名	単位	利用料金 (1回につき)	備考

様式第4号（第9条関係）

久喜市クリーンセンター余熱利用施設利用料金承認通知書

年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで承認の申請のあった久喜市クリーンセンター余熱利用施設の利用料金について、下記のとおり承認するので通知します。

記

施設名	区分	利用単位		利用料金	備考

施設名	附属設備名	単位	利用料金 (1回につき)	備考

※ 利用料金、区分、設備、利用単位等を変更する場合は、変更前に承認を得ること。